

# 成年後見制度利用促進専門家会議 第8回議事録

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

成年後見制度利用促進室

第8回 成年後見制度利用促進専門家会議  
議事次第

日 時：令和3年6月28日（月）13:00～15:00

場 所：オンライン会議

1. 開会

2. 議事

- ①成年後見制度の利用の促進に関する施策の進捗状況について（報告）
- ②ワーキング・グループにおける主な委員意見等（報告）
- ③意見交換

3. 閉会

○大森委員長 定刻になりましたので、ただいまから第8回「成年後見制度利用促進専門家会議」を開催いたします。

皆様、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

今回もWeb会議システムを活用した会議となっておりますので、御了解ください。

傍聴席は設けてありません。動画配信システムでのライブ配信により、一般公開の予定でございます。

それでは、最初に出席状況について事務局から御報告いただきます。

○成年後見制度利用促進室長 成年後見制度利用促進室長の松崎と申します。本日もよろしく願いいたします。

それでは、出席状況を報告します。現在、共有している資料のとおりでありますけれども、新保委員から欠席のご連絡を受けています。併せて、伊東委員から途中出席、永田委員から途中退席のご連絡を受けています。

なお、本日は山本副大臣にも御臨席いただいておりますので御報告いたします。

続きまして、Web会議の発言方法を確認します。発言される場合は、Zoomの「手を挙げる」機能を使用してください。発言者は、主査から指名します。指名に基づき、発言をお願いします。

「手を挙げる」機能を使用しているにもかかわらず、発言希望の意思が会場に伝わっていないと思われる場合は、Web会議システムの「チャット」機能等で会場へ意思をお伝えいただくことも可能ですが、原則としてZoomの「手を挙げる」機能の使用をお願いします。

なお、チャット機能で御記入いただいた内容はWeb画面及び配信動画においても表示されます。この点、御承知おきくださいますようお願いいたします。

○大森委員長 以上でございます。よろしく願いいたします。

それでは、皆様方のお手元に議事次第がございますが、本日は議題が3つございます。

第1議題が「成年後見制度の利用の促進に関する施策の進捗状況について」の御報告と、若干の意見交換ということになります。この点について、一括して事務局から資料を説明していただいた後、議論をいたします。

それでは、資料の説明をお願いします。

○成年後見制度利用促進室長 それでは、「中間検証報告書を踏まえた取組の進捗状況について」を報告します。こちらは3月の専門家会議でも説明したのですが、そこから進捗があったものを改めてこの場で説明します。

まず、「厚生労働省による都道府県・市町村への体制整備支援について」です。大きく3つ進捗しています。2つの調査研究と市町村セミナーになります。

調査研究の1点目は「成年後見制度利用促進基本計画における地域連携ネットワークと中核機関の体制整備上の課題分析と効果的手法に関する調査研究事業」でして、【成果物】

としまして「都道府県による市町村への効果的な支援のポイント等をまとめたガイドの作成」と、「地域共生社会に向けた包括的な支援体制との連携による整備についての考え方や事例等のとりまとめ」ということとして、こちらは上山委員に検討委員の委員長になっていただいています、本日の参考資料7につけておりますのでまた後ほど御覧ください。

2点目が、「日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携の在り方等についての調査研究事業」です。

【成果物】としては、「日常生活自立支援事業等に関する現状の課題整理」と、「日常生活自立支援事業等関連諸制度との役割分担検討チェックシート」です。こちらは参考資料8に詳細をつけていまして、山野目委員が親委員会の委員長で、上山委員がワーキングの委員長ということとして、日常生活自立支援事業から成年後見制度へのつなぎ、円滑な移行ということですが、こういったところに着眼して調査研究をまとめたものです。

最後は「市町村セミナー」でございます。5月28日に市町村・都道府県職員、中核機関、都道府県事業等の受託者、最高裁、高等裁判所、家庭裁判所の方が受講しています。

中身としては、大都市、一般市規模、小規模市町村の人口規模別の体制整備の進め方についてのセミナーを行ったということとして、1,000人以上の方から参加の申し込みがありました。

次が「成年後見制度における市町村長申立に関する実務者協議について」です。3月の専門家会議でも御報告したのですが、取りまとめが行われたことの御紹介です。

中身として、1点目は「審判の請求に係る市町村間の調整を円滑にするための方策について」ということです。こちらのほうの取りまとめということと、あとは親族調査の在り方ということで、虐待等事案に関する親族調査の在り方に関して取りまとめを行っているということです。こちらは、参考資料9に詳細を載せています。今後につきましては、この議論を踏まえまして通知を発出する予定になっています。

最後は「成年後見制度利用促進ポータルサイトの周知等について」ということで、第7回専門家会議でもこういった趣旨の御意見があったものと承知しています。5月末までに、サイト訪問数は13万、7,000回ほど訪問がありまして、本サイトの周知に当たりましては、認知症官民協議会バリアフリーワーキングにおきまして令和2年度に作成しました「認知症バリアフリー社会実現のための手引き」に掲載するなどの周知の取組も行ってきました。引き続き様々な機会を通じてポータルサイトの周知に努めていきたいと考えています。

資料1-1は、以上です。

○大森委員長 ありがとうございます。

資料1-2につきまして、最高裁判所からお願いいたします。

○最高裁判所事務総局家庭局第二課長 先般の地域連携ネットワークワーキング・グループにおきましても、中核機関と裁判所の連携が典型的に重要な場面の一つとしまして、市民後見人の選任に係る連携ということが取り上げられておりました。

そこで、今回最高裁のほうからは、市民後見人の選任の拡充に向けた運用上の工夫の一

つである、市民後見人のいわゆるリレー方式につきましてこちらを取り上げて御説明したいと思います。

市民後見人につきましては、成年後見制度の利用促進の取組も踏まえました担い手の確保や、適切な後見人等を選任する観点、さらに地域住民同士が支え合う地域共生社会の実現に向けた観点から、その育成・活用の推進が望まれている一方で、市民後見人が選任された事案の数からしますと、市民後見人の選任拡充が十分には実現できていないと感ぜられるところがございます。

この点につきましては、今後専門職団体も含めました関係機関の一層の連携強化により、中核機関等の市民後見人に対する支援体制の充実が期待されるところがございますが、現状でも可能な運用上の工夫を検討する必要性があり、その余地もあるように思われるところでございます。

例えば、既に専門職後見人が選任されております事件の中でも、課題や問題が既に解消し、市民後見人が十分にその強みを発揮しながら活躍できるようになっている事案や、後見等の開始段階では一定の調整・対応等を要する課題が存在するために、直ちに市民後見人を選任するに適した事案とは言えないけれども、専門職後見人におかれましてそうした課題を解決した後は市民後見人が活躍できると見込まれるような事案等はあるところでございまして、そのような事案の中から市民後見人の選任が可能かつ適切な事案を見出すことができるのでありますれば、現状の体制においても市民後見人の活躍の場を広げる機会になるとともに、後見人等の柔軟な交代という観点からも本人の状況に適した選任を実現していくことに資するものと思われまます。

このような発想から、一部の地域におきまして、いわゆるリレー方式による市民後見人の選任拡充に向けた取組が実現されていると承知しております。

もちろん、市民後見人の選任拡充に向けた取組がリレー方式に限りますとか、あるいは既に専門職後見人が単独で選任されている事案において、一般に市民後見人に交代するということが最も望ましく、推進されるべきなどと申し上げるわけではございませんで、ここではメリットを感じられる制度運用のための後見人等の柔軟な交代に向けた選択肢の一つとして、または市民後見人の活躍に向けた工夫例の一つとしてこの取組を御紹介しますとともに、この取組例を通じて市民後見人の選任拡充に向けた家庭裁判所を含む関係機関の連携上の課題について敷衍して報告したいと思います。

いわゆるリレー方式とは、当初、選任された専門職後見人において、選任の前提とされていた課題等が解決した後、専門職後見人が辞任し、その職務を引き継ぐ形で市民後見人を選任する方式で、その具体的な事務フローは地域によって様々ではあります、資料の2枚目に記載しておりますように、大まかな流れとしましては、まず専門職後見人において、市民後見人に交代することが適切な事案の候補を提示し、家庭裁判所や社会福祉協議会等において市民後見人に交代するのが相当な事案であるとの検討をした後、専門職後見人が家庭裁判所に辞任及び選任の申立てを行うということになります。

その後、社会福祉協議会等が家庭裁判所からの具体的な候補者の推薦依頼を受けて、市民後見人の受任を調整し、家庭裁判所において選任の審判に至るとというのが基本的な事務フローになっているものと承知しております。

このような仕組みが整えられている地域に共通して把握されている事情としましては、まず当該地域において市民後見人の養成、登録が進んでいることはもちろんですが、裁判所と関係機関との間で率直な協議を行う素地が整っている。各関係機関において市民後見人に適した事案のイメージが適切に共有されており、その選任拡充に向けた問題意識も共有されていることが挙げられます。

1枚目に戻りましたが、そしていわゆるリレー方式のメリットとしましては、既に選任されている専門職後見人が当該事案における従前の経過や本人の状況を十分理解していることから、その協力を得ることにより、裁判所と関係機関も検討のために必要十分な情報を共有しやすく円滑な連携が可能となることや、一般に負担が重いと思われまます当初の課題対応に専門職後見人が力を発揮した上で、市民後見人が地域共生の理念にかなった本人に身近な、本人に寄り添う身上保護等を実現することで、それぞれの強みを生かした関与、役割分担が可能となるということが考えられます。

ただ、現にリレー方式の運用に至っている地域の家庭裁判所におきましても、当該地域の市民後見人の登録人数との比較において、実際の選任件数は伸び悩んでいるとの報告も受けております。

その原因の一つは、例えば具体的な事案について家庭裁判所、地方自治体、専門職団体の間でいずれか一つでも交代に慎重な評価になりますと円滑な交代が実現できない構造になるということが挙げられると思います。事務フローの整理や選任に適する事案のメルクマールが一応明確な形で共有されたとしても、その具体的な事案への当てはめに当たり、市民後見人を選任することが適切な事案のイメージが実質的に共有できておりませんと、やはりリレー方式の運用にはつながらないものと考えられます。市民後見人の強みや、市民後見人の選任に適した事案のイメージを過不足なく実質的に共有することが極めて重要であると思われまます。

また、各事案を担当している個々の専門職後見人が、市民後見人に交代するのが相当な事案や交代の時期を見定めて地方自治体や裁判所に提示することが出発点となりますことから、後見人を受任する専門職においても、市民後見人の強みやリレー方式の意義等を正確に理解、共有している必要があるということになろうかと思われまます。

いわゆるリレー方式は、いまだ一部の地域での運用にとどまっており、運用上の課題も確認されるところです。これを適切に運用していくためには、関係機関相互の協議を通じて市民後見人の強みに加え、リレー方式の基本的な考え方や事務フローが適切に認識され、市民後見人の選任に適した事案のイメージの一層の共有を図る必要があると考えられまます。

また、中核機関等によるマッチング機能、後見人支援機能の充実・強化に向けた取組を

進めるとともに、例えば市民後見人の支援に実質的に専門職が関与する態勢を整えるなど、現時点でも可能な支援を工夫して行うことも考えられるところです。

市民後見人のリレー方式につきましては、どこか一つの機関のみが努力することで成功するものではなく、まさに裁判所、地方自治体、専門職団体等の複数の関係機関が適切に連携することが求められる場面であると理解しております。このような具体的な場面での取組を通じて関係機関との共通認識の形成や実質的連携が深められる側面もあると考えられるところでありまして、最高裁としましても引き続きリレー方式の運用を含め、家庭裁判所の様々な取組を支援するとともに、その実情を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。ありがとうございました。

○大森委員長 ありがとうございました。大事な御報告でございました。

今、2つの御報告がございましたので、この段階で何か特段に御質問があればお受けいたしますけれども、どなたか御質問ございますでしょうか。

西川先生、どうぞ。

○西川委員 司法書士の西川です。

参考資料6の取組状況調査結果（詳細版）を見させていただいているのですが、ここで成年後見制度利用支援事業、報酬助成が広がっているということがデータで読み取れる。これは非常にありがたいことだと思うのですが、質問といえますか、意見なのかもしれませんけれども、今、利用支援事業、報酬助成では監督人の報酬は助成の対象となるもの、ならないものというところがあったり、あるいは保佐補助の場合に代理権の付与がされていることを助成の要件とするというような自治体があったりします。

その辺りの実態というのが浮かび上がってくるような調査をしていただくと、今後参考になるのではないかと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○大森委員長 ありがとうございました。障害部から何かお答えになりますか。よろしいですか。

では、御意見をお受けするという事です。ありがとうございました。

それでは、議題2に移りたいと思います。私も拝聴いたしましたけれども、ワーキング・グループが集中的に意欲的に検討会をしていただいております、今日は2人の主査から御報告がございます。

最初は、上山主査から御報告をお願いいたします。

○上山委員 それでは、私から地域連携ネットワークワーキング・グループの議論の概要を御報告いたします。

第1回会議では「中核機関の取組と社会福祉協議会の権利擁護支援」について、有識者から2件の御報告がありました。

第1報告では、本委員会の委員でもある尾張東部権利擁護支援センターの住田さんから、地域連携ネットワークの形成に関する取組のほか、中核機関によるコーディネートと地域

連携ネットワーク構築による効果の御報告がありました。

第2報告では、全社協の高橋さんから、権利擁護支援に関する取組のほかにK-ねっとの相談を通じて見えてきた課題や、地域における総合的な権利擁護体制の構築に向けた課題の御報告がありました。

次に、この報告を受けた意見交換での主な意見を御紹介します。

なお、時間の都合で、ここでは資料2-1からさらに抜粋しての御報告、御紹介とします。

まず【連携の強化や行政等の対応の強化について】、重層的な権利擁護の仕組みの整備が必要であり、一次相談の機関と、そこから相談を受ける中核機関との連携が重要である。中核機関に対する行政機関の継続的、主体的な関与が必要である。架空事例を用いた家裁と中核機関の意見交換を行うなど、家裁とのさらなる連携が課題である。

本人を取り巻く関係者が理解できる広報が重要である。また、当事者の意見を吸い上げる仕組みづくりが重要である。山間部や離島などでの推進のために、オンラインの活用が重要である。K-ねっとの取組について、都道府県版等の相談の受け皿も必要ではないかなどが意見として出されました。

第2回会議では、「日常生活自立支援事業と市民後見・法人後見」について3件の御報告がありました。

第1報告では、伊賀市社協の田辺さんから、日自について支援の例、果たしている役割、課題の御報告がありました。

第2報告では、権利擁護あおい森ネットの三上さんから、障害者支援を中心とした法人後見について取組状況、法人後見・中核機関の課題の御報告がありました。

第3報告では、名古屋市社協の高橋さんと同市の市民後見人の岡田さんから、報酬を得ない市民後見人の活動と法人後見監督について取組状況、市民後見活動の取組を広げるための提案の御報告がありました。

意見交換では、まず日自について生活支援員の確保をはじめ、予算、人員の強化の必要性などが課題に挙がり、その対策として市民後見人養成研修の受講者のマッチング等が指摘されました。このほか、日自は意思決定支援と親和性が高い仕組みである。日自と成年後見の連携強化のための仕組みづくりが重要であるなどの指摘がありました。

なお、日自については第1回会議でも都市部での待機者問題や事業主体の位置づけが課題として指摘されています。

【市民後見について】は、活用ではなく住民の参画と捉えるべきである。市民後見人を中核に据えた体制整備が重要である。市民後見人の育成が中核機関の発展の鍵であり、地域づくり、共生社会への貢献も大きいなど、市民後見の充実を求める声が多数ありました。

他方、課題としては行政への都道府県の積極的関与や市町村による市民後見人の活動周知の必要性などが挙がりました。



【法人後見について】は、その果たすべき役割と活動財源の保障に関して多くの意見があり、困難ケースの取扱いと絡めてパブリックガーディアン的な行政関与の必要性も指摘されました。また、多数の案件を抱える法人の解任に伴うリスクが指摘されました。

第3回会議では、「都道府県の役割と機能」について3件の御報告がありました。

第1報告では、宮崎県の津田さんから、成年後見制度利用促進体制整備の取組、今後の方向性や課題についての御報告がありました。

第2報告では、大阪府の辰巳さんから、社会福祉法人の社会貢献の取組を活用した法人後見の取組についての御報告がありました。

第3報告では、香川県の十河さんから、権利擁護の支援ネットワーク構築に向けた取組、今後の取組の方向性についての御報告がありました。

意見交換では、まず【都道府県の役割について】、中核機関整備に向けた市町村への働きかけ、各地域の課題を可視化するための実態調査の実施、市町村への継続的な支援・助言・提案の実施、各種の意思決定支援ガイドラインに関する周知などが指摘されました。

また、受任調整について都道府県が担える役割もあるのではないかとの指摘もありました。

法人後見については、低資力者の事案を無報酬の法人後見で対応するという方策には、対象者の支援ニーズを見落とすおそれがあり、難しい問題がある。人材、資金不足で法人後見に乗り出す社会福祉法人が少ない。無報酬の法人後見だけで担い手増加につながるかは検討課題である等の意見が出ました。

また、任意後見について、利用促進は法定後見と任意後見の利用促進で成り立っている。任意後見は意思決定支援の観点から重要であるとの指摘がありました。

続きまして、第4回会議では「権利擁護支援と包括的・重層的な支援体制」について3件の御報告がありました。

第1報告では、岡山市の松岡さんから、包括的・重層的支援体制との連動による権利擁護体制の体制整備について、取組の成果と取組における重要な観点の御報告がありました。

第2報告では、中土佐町の吉岡さんと中土佐町社協の有澤さんから、包括的・重層的支援体制との連動による権利擁護支援の体制整備について、取組の成果と今後の課題の御報告がありました。

第3報告では、大阪市の松藤さんから、既存のネットワークや家庭裁判所等との連携、中核機関の取組の紹介に加え、虐待等防止における成年後見制度活用の効果と課題についての御報告がありました。

意見交換では、相談機能について、相談のハードルを下げること、相談場所の全国的な構築、相談支援体制からこぼれて孤立する人への支援の必要性が指摘されました。

重層的体制整備支援事業の交付金に、利用促進に関する事業も含めるべきとの指摘もありました。重層的支援体制に関わる多数の関係機関の連携、情報共有などの推進の必要性、そのための工夫についても多くの意見が挙がりました。

権利擁護支援の概念を明確にすること、その際には誰のための権利擁護かを押さえることが必要との指摘がありました。また、権利擁護が重層的支援体制における全ての相談支援の基盤であるとの指摘もありました。このほか、権利擁護支援における行政の責任の重要性、地域連携ネットワークにおける関係機関の一体的連携の必要性、地域共生社会における成年後見の位置づけの必要性、中核機関と家庭裁判所の役割等について多くの意見が示されました。

第5回会議では「新たな支え合いの検討」について3件の御報告がありました。

第1報告では、本別町社協の笹川さんから、権利擁護・生活支援等の一体的な取組、地域福祉ネットワークの紹介、「あんしんサポートセンター」の取組、取組における重要な観点の御報告がありました。

第2報告では、日本生命の笠原さんとシニア総合サポートセンターの谷川さんから、権利擁護支援や生活支援サービス等に関する事業の取組状況や、任意後見制度の普及のための重要な観点についての御報告がありました。

第3報告では、日本地域福祉ファンドレイジングネットワークの久津摩さんから、権利擁護支援におけるファンドレイジング等、民間資金の活用の効果や、福祉分野で民間資金の活用を促進するための重要な観点についての御報告がありました。

意見交換では【制度や地域連携ネットワークとの連携について】、権利擁護に関する日常的な入り口支援の重要性と、そこでの民間団体の役割、意義が指摘されました。

民間団体については、特に都市部ではその役割の検討が必要との意見もありました。また、入院・入所時の包括的保証の課題と、その対策の必要性が指摘されました。

さらに、権利擁護支援の事業展開では、活動財源の確保や住民理解が重要であり、公私協働による地域住民の相互の助け合いの仕組みづくりが大切であるなどの指摘もありました。

このほか、民間団体のネットワークへの参加に当たっては、司法との連携の重要性、事業の信頼性・透明性などの確保のための仕組みの整備の重要性が指摘されました。

また、ファンドレイジング等の新たな財源確保の試みの重要性と、その適正さを担保するための仕組みの整備の重要性も指摘されました。

民間団体等の多様な取組について、当事者を含めた十分な周知が必要であるとの指摘もありました。

第6回会議では、「多様な主体の参画①<各種専門職団体>」について3件の御報告がありました。

第1報告では、日税連の高澤さんと信太さんから、税理士としての成年後見への関わり方、日税連における後見人養成・支援等の取組、地域連携ネットワークへの参画状況、今後の課題や方針の御報告がありました。

第2報告では、コスモス成年後見サポートセンターの曾根さんから、成年後見制度に行政書士が関わる意義、成年後見制度の担い手となる行政書士の養成・支援の取組状況、果

たすべき役割についての御報告がありました。

第3報告では、日本精神保健福祉士協会の長谷川さんと齋藤さんから、成年後見制度への取組、精神保健福祉士が成年後見に取り組む上での特性や課題、地域連携ネットワークの体制拡大に向けた論点についての御報告がありました。

意見交換では、報告のあった3団体が後見の新たな担い手になることの重要性に加えて、専門職後見人全体の問題として、各専門職の専門性の整理の必要と、その専門性を生かした地域での活動の意義、職業倫理の重要性、意思決定支援とチームによる支援の重要性、当事者の特性の理解とネットワークを通じた寄り添い型の支援の重要性などが指摘されました。

専門職団体については、都道府県レベルでの窓口の整備、後見人候補者の登録者の増強、各団体による後見人の活動支援、専門職後見人の質の確保などのスタンダードづくりなどが今後の課題として指摘されました。

さらに、より広く地域の体制への協力として、中核機関などと連携しながら親族後見人、市民後見人への相談支援体制に積極的に関わるべきとの意見が示されました。

最後の第7回会議では、「多様な主体の参画②<民間団体・企業等>」について3件の御報告がありました。

第1報告では、伊那公証役場の田畑さんから、任意後見制度の利用促進に関して伊那公証役場での取組の紹介に加え、公証役場でできること、果たすことができる役割についての御報告がありました。

第2報告では、日本金融ジェロントロジー協会の山田さんから、高齢顧客への適切なサービスを提供する担い手の養成や、広い視野で顧客の課題を把握・解決するための福祉関係機関との連携強化の取組の御報告がありました。

第3報告では、津幡町地域包括支援センターの山岸さんから、中核機関における権利擁護支援に関する取組、地域のネットワークにおける自助・互助・共助・公助、民間や司法による支援との連携の取組の御報告がありました。

意見交換では、公証役場の役割等について遺言とセットにした広報や法務省、法務局等と連携した広報の有効性のほかに、特に任意後見の利用促進の面で公証人、公証役場がネットワークに参加することの重要性が指摘されました。

また、地域での連携に向けた日公連の取組を求める声もありました。

【金融機関のネットワーク参画について】は、地域包括や中核機関との連携の必要性、金融機関が積極的にネットワークに参加し、当事者の特性を理解して意思決定支援に取り組むことの重要性が指摘されました。また、金融分野と福祉分野の相互理解の促進、金融機関による利用促進法等の趣旨の一層の理解の必要性などが指摘されました。

また、これまでの会議でもたびたび指摘があった地域の体制整備について、地域の特性に合わせた体制整備や地域包括支援センターに代表される身近な相談窓口の整備の必要性等に関して複数の意見が挙がりました。

最後に【新たな主体・取組について】は、ネットワークの参加主体の量的な拡大としてだけでなく、その質的な充実化の機会として捉え、地域共生社会の確立という共通目的に向けて関係者間の認識共有を含めて地域の取組を進める中でそれぞれの役割を見出していくことでよいとの意見が示されました。

少し声がかれていてお聞き苦しい点が多かったかと思いますが、以上で私からの報告とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○大森委員長 ありがとうございました。集中的に7回にわたってワーキング・グループが開かれまして御苦労さまでございました。

それでは、次は運用改善のワーキング・グループの新井主査、新井先生から御報告いただきます。

○新井委員 「成年後見制度の運用改善等に関するワーキング・グループ第1回」のテーマは、「意思決定支援ガイドライン」でした。3件の報告がありました。

豊田市福祉総合相談課の加藤さんからは、豊田市における意思決定支援ワーキング・グループの設置経緯・取組状況について紹介していただきました。

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社の高橋さんからは、後見人等への意思決定支援体制について研修内容の検討やプロセスや検討結果、今後の課題等について報告していただきました。

立教大学研究員、弁護士の水島さんからは、南オーストラリアのSDM(Supported Decision Making)プロジェクトや、イギリスでのMCA2005(Mental Capacity Act2005)におけるIMCA(独立意思代弁人)の紹介をしていただきました。

委員の主な意見は、以下のとおりでした。

(意思決定支援において重要な観点)としては、意思決定支援は相談支援等、関連する取組の共通基盤であり、各研修・実務を踏まえ、意思決定支援の共通認識の形成が必要であること、本人の意思を周囲の人が確認できるツールが必要であることが指摘されました。

財産管理における意思決定支援では、中長期的視点、十分な折衝、本人の意思確認が必要であり、金融等の専門性を持った人と連携することが重要であるとの指摘がありました。

(意思決定支援の担い手)としては、地域住民を含め、地域連携ネットワークに参画する主体が意思決定支援を理解することが重要であり、市民後見人は意思決定支援において重要な役割を果たしているとの指摘がありました。

中核機関は、支援者と後見人間の調整として意思決定支援ミーティングを開き、支援者と後見人の関係修復が困難なときには後見人等の交代支援を行うことがあり、中核機関が様々な役割を担うことは困難なので、意思決定支援についての理解のある第三者機関が後見人等に関する苦情対応を行うべきであるとの指摘がありました。

イギリスの意思決定能力法、MCAによって設立されている支援制度として参考にすべきであるとの意見もありました。

【意思決定支援ガイドライン、研修について】は、各ガイドライン間で整合性の確保が

重要であるとの指摘、生活困窮者のガイドラインも作成、研修すべきであるとの指摘がありました。

全ての専門職が国の意思決定支援研修を受けることが望ましく、意思決定支援研修の動画を知的障害者にも分かるものにしてほしいとの意見がありました。

【その他】に関して、（裁判所の役割）としては、意思決定支援、研修、報酬について裁判所が取組んでほしいという指摘がありました。

意思決定支援という考え方を成年後見の場でどう生かせるか、福祉・行政と司法のワーキング・グループでも検討する必要があるとの意見、苦情調整等を含め、裁判所の意思決定支援に関する機能強化が重要であるとの意見がありました。

裁判所職員が意思決定支援について知っておくことが重要であるとの指摘に対して、家庭局としても必要な支援を行っていくとの表明がありました。

（後見担い手養成）に関しては、法人後見、市民後見人の養成が一部の自治体でしかできていないことは問題であり、いずれも抜本的な対応が必要であるとの意見がありました。

国が意思決定支援を含む法人後見養成カリキュラムを示すことが必要であり、各自治体の実態把握を行い、好事例等情報を共有できるようにしてほしいとの要望がありました。

以上です。

○大森委員長 どうもありがとうございました。

もう一つ、皆様方の御意見を伺う前に報告がございます。今までのワーキング・グループの委員の御意見などを踏まえまして、検討の視点について事務局から御報告がございます。資料2-3でございます。それを前提にして、皆様方の御意見を伺うことにいたします。

それでは、事務局お願いします。

○成年後見制度利用促進室長 それでは、資料を共有します。ワーキング・グループにおきましては、委員の皆さんからいただいた意見も含めまして、今後基本計画案、ないしは中間とりまとめ案を作成するに当たりまして、考え方の基本となります特に重要なもの2点を整理しましたので説明します。

まず1点目が、「地域共生社会と権利擁護支援の関係性について」ということです。こちらは、地域連携ネットワークワーキング・グループで触れられていた論点です。

「地域共生社会と権利擁護支援の関係性について」ということで、皆様からの意見を踏まえまして概念図を作成しました。御覧ください。意見が幾つかございました。

まず、1つ目です。地域共生の中に成年後見をどう埋め込むのか、地域共生や権利擁護の中で成年後見はどのような役割を果たせるのか。

2つ目、権利擁護支援の概念を明確にすることが必要。

次に、誰のための権利擁護かを押さえる必要がある。

そして、高齢者や障害者などの御本人の特性を理解し、寄り添いながら、ネットワークで連携して支援することが基本。

権利擁護の仕組みは重層的に整えられていくことが重要。

重層的支援体制での全ての相談支援の基盤は権利擁護。意思決定支援は、相談支援等、関連する取組の共通基盤である。

意思決定支援等、地域における緩やかな互助のつながりや地域連携ネットワークを整備することが重要。

最後に、自分の権利についての主張が難しい方、弱い方の意思決定支援や、権利の実現が侵害されているのであれば救済する、というのが権利擁護の狭義の意味ということです。

こういった中で、下に図で示しております。全体としては「地域共生社会の実現」、すなわち「住民一人ひとりの暮らしの生きがい、地域をともに創っていく社会」といった枠組みの中で、成年後見制度利用促進法の目的では「共生社会の実現に資すること」ということがあります。そういったことを支えていくのが「包括的・重層的な支援体制と地域にある様々な支援・活動のネットワーク」ということでありまして、高齢者支援ネットワーク、障害者支援のネットワーク、もろもろネットワークはございますけれども、こういったところの共通的な考え方に基づくネットワークとして権利擁護支援の地域連携ネットワークがあるということでございます。

そして、単純に人が集まるだけではなく、そこには共通の基盤となる考え方がなければいけないということで「権利擁護支援」ということで立てています。

そういった中で、権利擁護支援には一体どういったものがあるかということですが、この上の意見も踏まえまして大きく3つあるのではないかとということです。

1つ目が「自立生活と地域社会への包容」ということで、地域に入っていくということです。こちらは、障害者権利条約にも記載されているものをベースに記載しています。2つ目が「意思決定支援」です。そして、最後に「権利侵害からの救済」ということで説明を立てています。これが1つ目です。

次が「権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける3つの役割と4機能」ということです。こちらは、前回の専門家会議でも触れられたものをベースに、これまでの取組の機能を新しい計画の中でどうやって進めていくかということで整理しています。

まず、これまでのレビューをしてみましょう。

「地域連携ネットワークとその中核となる機関」です。ベースとしては、市町村直営、または委託でありますけれども、中核機関がありまして、専門職団体や家庭裁判所とも連携しながら、全体としていろいろな地域で活動される方々を含めてネットワークで取組を進めていく。そして、都道府県がバックアップする立てつけです。

こういった中で、地域連携ネットワークで、あるいは中核機関で担うべき具体的機能として、4つの機能と1つの効果ということですが、広報、相談、そして3つ目が成年後見制度利用促進機能ということで、マッチング等の支援であったり、担い手の育成・活動の促進、そして日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行。今日発表したものとも関連します。そして、実際に後見人を支援される方の支援機能と、こういったことを

含めて複数の方で携わることで不正防止効果も見ていく。全体としてこう掲げています。

そして、中核機関ということで、今申し上げる4つの機能をやっていくのですけれども、基本は4つの機能をいきなり最初からということではなくて、広報と相談からということで、まず「全国どこに住んでいても権利擁護支援が届くような体制を整える」という観点から「小さく生んで大きく育てる」ということで、まずは広報、相談からというのが現行の基本計画の流れであると理解できるかと思います。

その上で、「権利擁護支援の地域連携ネットワークの3つの役割と4つの機能」ということで、こちらの表に整理しています。3つの役割ということで、権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談・対応体制の整備、そして意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築ということの3つの役割と、あとは広報、相談、そして成年後見制度利用促進機能ということで幾つかございます。そういうことでやっております。

それをベースに、厚生労働省、法務省あるいは最高裁判所の取組を記載しています。

詳細のほうは参考資料10にも掲げておりますけれども、こういった形です。委員からもこれまで4機能に関連して幾つか意見がありましたので紹介します。

1点目です。本人を取り巻く関係者が制度を理解できる広報が重要。

2点目が、相談場所、話せる場所のハードルを下げる必要がある。

次が、利用者がメリットを実感できる制度、運用について、マッチング機能を含む利用促進機能や後見支援機能等の充実が極めて重要。

そして、家裁と中核機関の意見交換等を通して、地域の実情に合った受任調整の在り方を考えていくことが中核機関の課題。

次が、後見人が孤立しないための支援について、家庭裁判所の位置づけも考えた体制整備が必要。

そして、成年後見制度利用促進機能及び後見人支援機能の整備のためには、後見人等の選任の在り方、その前提としての家庭裁判所、または中核機関による監督、または支援の在り方についての考え方の整理が必要。

後見人等の交代については、選任権限を持つ家庭裁判所が本人のニーズの評価とそれに応じた柔軟な交代に向けた調整等に積極的な役割を果たす必要がある。

最後に、中核機関が様々な役割を担うことは困難。意思決定支援について理解のある第三者機関が後見人等に関する苦情対応を行うべきということがございます。

相談、広報からということで進めています。現行はこのような整理になっています。今後、新たな計画に向けてこういった機能をどうやって進めていくか、あるいはどうやって見直していくかということも御議論できればと思います。よろしく願いいたします。

○大森委員長 御苦労さまでした。

それでは、議題3に入りたいと思うのですが、皆さん方の意見を交換していただければと思いますが、まず今、事務局から説明ございました「検討の視点」について議論

いたしたいと思います。

今、御報告が2つに分かれていまして、「地域共生社会と権利擁護支援の関係性について」というのが1つでございます。もう一つが、「権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける3つの役割と4つの機能」でございますので、この2つを分けまして、最初に「地域共生社会と権利擁護支援の関係性について」、まず皆様方の御意見を伺って、次にもう一つの視点について伺う。その上で、それを前提にしながら、中間まとめに向かってこれから進むんですけども、今日、皆さん方から特段に御意見があれば御意見を伺うというような手順にいたしたいと思います。

それでは、最初の「地域共生社会と権利擁護支援の関係性について」、御意見があればZoomの「手を挙げる」機能で手を挙げていただければと思います。どなたか御発言ございますでしょうか。

新井先生、どうぞお願いします。

○新井委員 「地域共生社会と権利擁護支援の関係性について」は、権利擁護支援を「自立生活と地域への包容」「意思決定支援」「権利侵害からの救済」の3つの要素を含むものと捉えることは極めて妥当な考え方だと思います。

とりわけ、地域社会への包容は障害者権利条約19条でうたわれているものですので、それを基本計画に明示することはこれから条約の審査を受ける我が国の対応としても望ましいと考えます。したがって、とりわけ障害者権利条約19条に依拠しているということをきちんと明示するのが望ましいように思われます。

以上です。

○大森委員長 ありがとうございます。

又村さんからお手が挙がっています、どうぞ。

○久保委員代理 全国手をつなぐ育成会連合会ですが、本来であれば会長の久保が出席をするところですが、代理で出席をしております又村でございます。よろしく願いいたします。

1点、方向性ということについては全く異論はないんですが、先ほどお示しをいただきました地域共生社会とこの成年後見利用促進の概念図、イメージ図のところで、確認といえますか、少し語句の整理が必要かと思いましたので発言させていただきました。

先ほど来、御説明のあった中では、成年後見制度利用促進法の第1条に共生社会の実現に資することを目的にということをお説明いただきまして、その資料の上に「地域共生社会の実現」ということで表記がございます。この2つの言葉でございますが、共生社会について特段の法律の明示はありませんが、一般的には共生社会とは障害者基本法第1条に掲げられている、障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重する社会のことを指すと理解します。

一方、地域共生社会については、先ほどの資料にもあるように、人や分野が垣根を越えて、生きがいなど、地域づくりもしていくという概念で、要するに共生社会というのは障



害者施策における基本理念ではありますが、地域共生社会をさらに幅広く受けた概念になっていますので、この2つが同じ資料で、しかも矢印でつながっているように見えたので、ここのところの法律上の言葉の使い方がこれで正しいかどうかについては少し確認が必要かと思いましたが、発言申し上げました。

以上です。

○大森委員長 ありがとうございます。

これは、事務局から。

○成年後見制度利用促進室長 共生社会の文言自体は、法律に書いてあるものをそのまま持ってきているということでして、現行、記載のあるものをベースに作った資料です。

また、今後、中間まとめに向けてどういった表現をしていくかというのは、我々のほうでも考えたいと思います。

以上です。

○大森委員長 地域共生社会のほうが包括的でしたか。

○成年後見制度利用促進室長 そうですね。

○大森委員長 御指摘を受けましたので、今事務局がお答えしましたように少し検討して、そごのないように通りやすいような表現にいたしたいと思います。よろしゅうございましょうか。

それでは、最初の論点についてよろしゅうございましょうか。

青木さん、どうぞ。

○青木委員 ありがとうございます。

この概念図の中の権利擁護支援の中の3点について若干の意見とありますけれども、おおむね方向性はこのとおりだと思いますが、地域における誰でも、障害があっても、なくても、地域の中で暮らすということを19条で中核にしているとともに、もう一つの大きな柱は、本人が自立、自分で自分のことを決めて暮らすということだと思っています。それが権利条約12条にも関連することですけれども、意思決定支援といいますと、どちらかという支援のほうが中心になりますが、権利擁護の基本は本人が自分で自分のことを決めて暮らすということですので、本人中心の支援とか、本人の自立を中心とした支援というほうが基本的な考え方としてぴったりくるのではないかと考えています。

それから、「権利侵害からの救済」というのもそのとおりかとは思いますが、どちらかといいますと、今言った2つの自立と、地域の中で暮らすということに対して十分な権利行使ができていないことによる問題というふうに考えていただきますと、十分な権利行使の実現ということが、より積極的な虐待やその他の対応に加えまして今、行使できていないところはしっかり行使してもらおうという観点からもいいのではないかと考えておりました。今後検討いただければと思います。

以上です。

○大森委員長 私も御意見を賜りまして、受け止めて検討したいと思います。事務局、よ

ろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、それ以外はよろしゅうございましょうか。

上山さん、どうぞ。

○上山委員 今の3ページ目のポンチ絵のところなんですけれども、権利擁護支援の3つの要素について、「自立生活と地域社会への包容」というのは目的的な位置づけで、「意思決定支援」と「権利侵害からの救済」というのはどちらかというと手段的な性格が強いのかなと感じました。

それで、先ほどの青木委員の発言も含めて、この3つの要素については表現とそれぞれの位置づけについて、もう少し議論が必要かなというふうに感じました。

以上です。

○大森委員長 それも理解可能ですので、事務局で検討いたしましょう。ありがとうございます。

よろしゅうございましょうか。

それでは、次の「権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける3つの役割と4機能」についての御意見があれば伺います。どなたか御意見ございませうでしょうか。

新井委員、どうぞ。

○新井委員 特に、8ページ以下について発言したいと思います。

法務省には、人権擁護局とか人権擁護委員、あるいは法務局、民事法務協会というような諸機関がありますので、それらを活用する意味でもどこかにこれらを位置づけることは考えられないのでしょうか。ここでは、法テラスの民事法律扶助しか出ていません。法務省に関連するいろいろな組織を入れるということがよろしいのではないかと思います。人権擁護委員からの一部からもそのような声が強く出ておりますので、ここで申し上げておきます。

以上です。

○大森委員長 これも、ちょっと検討しましょうか。法務省の方、何か御意見ございませうでしょうか。

それでは、後刻、改めて事務局から伺ってもらって検討しましょう。ありがとうございました。

それでは、次にまいりますけれども、よろしいでしょうか。地域連携ネットワークにおける3つの役割と4機能について、どうぞ。

どなたからも手が挙がりませんか。手が挙がっておりませんが、それでは今のような御意見を含めまして、一般的に御意見がある人の御意見を伺うようなことに段取りを進めますが、よろしゅうございませうでしょうか。

今、幾つかの御発言があつて、少し検討を要するような御意見がございましたので、これは中間まとめに向かって中核的なのというか、重要な部分でございませうので、事務局のほうでそれを慎重に検討して備えるというふうにさせていただければと思っております。よ

ろしくお願いいたします。

それでは、もう一つ、委員の皆様方からの御意見を伺います。あらかじめ委員の皆さん方から、文章で意見が出ているものがたくさんございます。それから、そういう意見が出ていなくても本席で御意見があるということも考えられますので、皆さん方から御意見を伺ってまいります。

それでは、最初に西川さんからお願いしましょう。なるべく簡潔に、3分以内でよろしくお願いいたします。

○西川委員 大きなテーマではないんですけれども、実務の目詰まりとして感じている点を2点指摘させていただいて、併せてワーキングの議論の過程で気づいた点を1点、意見として補足的に述べさせていただきます。

まず、地域連携ネットワークにおける金融機関の位置づけ、金融機関の成年後見制度利用者に対する対応についてです。私たちが地域で生活していく上で、金融機関の存在はなくてはならないものなんですけれども、そういう存在である金融機関が成年後見制度を利用した途端に非常に冷たいというか、何か嫌がらせをされているんじゃないかと感じてしまうぐらい、利用者にとって利用しにくいものになっているということがあります。

もちろん、金融機関も様々な改善の取組を進めていただいているということはワーキングでも説明していただいているのですが、しかし、その取組をそのまま進めるだけで現在の目詰まりがきれいに解消される方向に進むかという、ちょっと疑問に思うんです。

というのは、前提となる価値観といいますか、物の考え方が異なるまま、金融機関が抽象的に顧客の利便性ということを目指すだけでは本人の権利の擁護に結びつかないのではないと思われるケースがあるからです。

成年後見制度利用促進の取組は、本人の権利の擁護という目的のための手段であって、地域共生社会の実現という方向性の中に位置づけられなければならないということはワーキングでも議論の共通認識になっていたと思います。そういった観点から、制度利用者の金融取引の在り方をきちんと整理していく必要があると思います。

制度利用者の金融取引が一定の範囲で制限を受けるのはやむを得ないとしても、最終的にはそれは合理的な制限でなければならないと思います。そのための金融と福祉の対話というのが今、求められているのではないかと思います。それ以前に、現在の金融機関の成年後見制度利用者に対する硬直的な対応の在り方についても、ぜひとも改善をお願いしたいというのが1点です。

2点目は、行政の内部における成年後見制度への理解の浸透を進める施策をもう少し工夫をして積極的にやっていただきたいということです。端的な事例で申し上げますと、昨年の特別定額給付金の申請手続に当たって、第三者後見人は非常に大きな苦労をしたということなんです。臨時の窓口だけでなく、常設の窓口でも市役所で同じようなことが起きています。まずは行政内部の高齢、障害以外の部署でも成年後見制度の意義とか理念を理解していただく取組をもっと積極的に行っていただきたいと思います。

最後に、「中核機関の位置付けの明確化について」です。ネットワークや中核機関の機能、役割の在り方、これは地域の既存の資源等に応じて様々であるということは十分承知しているのですが、それでも中核機関の存在とか、最低限の業務というのは、どこかできちんと位置づけておくべきではないか。そうすることによって、ネットワーク内の関係機関の連携の在り方も整理しやすくなるのではないかと感じています。

例えば、成年後見等実施機関という概念、これはそれだけでは必ずしも明確ではないんですが、成年後見制度利用促進法に定義規定が置かれていることによって、その存在を前提とした議論というのは整理がしやすくなっていると思います。

同じように、中核機関も何らかの形で明確な位置づけをしておくことが、今後のネットワークの機能の充実に資するのではないかと考えました。

私からは、以上です。

○大森委員長 ありがとうございます。一わたりいきましょうか。

次は、又村さんどうぞ。

○久保委員代理 久保の代理、又村でございます。

今般、今回の会議では、私ども全国育成会連合会からは、全国的に成年後見の利用に関するアンケートを取らせていただいた、その結果と、その結果から導かれる報酬の支払いに関することでございます。

まず、アンケートの概略につきましては資料等もお送りしましたので御覧いただいているかと思いますが、かなり利用が見込まれるであろう育成会の関係者であっても、利用している人は10%程度という状況でございました。そんな中であって、使っている方、使っていない方、それぞれに、使っている理由、あるいは課題と思う点を聞いたところ、やはり一度始めるとやめられないということであるとか、あるいは身上保護について非常に薄いとといったような課題や不満の声が多く寄せられております。自由記述が今回大変多かったことが特徴でして、それぞれに思うところがあったということを感じたところです。ぜひ、こちらについては私どもの報告書を御覧ください。

その上で、今回、後半のところ費用について、報酬についてのことも意見を申し上げております。非常に端的に申し上げますと、成年後見制度については知的障害、特に中重度の知的障害のある人にとって重要な仕組みではありますが、報酬については現実的に支払える範囲というものがどうしても出てしまうということです。

今回、具体的に月額2,000円から3,000円程度が妥当ということで御意見申し上げましたが、その根拠となるのは収入と支出のバランスです。現在、収入については中重度の障害の方は年金が中心ですけれども、重度の方であっても月額8万1000円、中軽度の方ですと6万5000円程度の月額になってしまいます。

これに、現在は年金生活者支援給付金という制度はありますけれども、月額5,000円から6,000円の幅ですので、いずれにしてもこれの収入がほぼ全てだとしたときに、グループホームにお見えになっていると家賃等で月額約12万円程度かかるので、既にこの時点で赤字

なんですね。ですから、グループホームにお住まいの中重度障害のある人は成年後見制度にかかる経費が既にもう枯渇している。これを親御さんの資産で埋めるとすると、親御さんは御自身の生活のために残したお金が成年後見の報酬で消えてしまうと見えてしまうのが非常に悩ましいところです。

これまで報酬の支払い能力についての議論はほとんどないと理解していますが、ぜひ今後の検討の中でこの内容についても深く議論を進めていただくことをお願い申し上げて意見といたします。

以上でございます。

○大森委員長 大事な問題指摘だと私も思います。ありがとうございました。

では、次に永田さんお願いします。

○永田委員 ありがとうございます。永田でございます。

第7回で提出した意見に加えて、ワーキングでの皆様との協議や学びの中で新たに付け加えた点について、ここでは特に3点意見を述べさせていただきます。資料は37ページ、38ページを御覧ください。

まず包括的な支援体制についてなのですが、岡山市さんの事例などから包括的な支援体制と中核機関による法的な専門性や意思決定支援等の権利擁護支援の方法や考え方を共有していくことがこの相談支援を構築していく上でも重要であり、権利擁護支援を相談支援の基盤に据えていくことの重要性を改めて皆様と共有できたのではないかと考えています。これは、先ほどの事務局の御説明にもあったかと思えます。

また、中土佐町さんの事例からは、相談支援機関の協働だけではなくて地域社会と協働していくことが、権利擁護支援において早期発見や参加支援を進めるために必要なこともよく分かりました。

これらのことから、国の通知にもあるような取組を推進することが重要であると同時に、併せて制度上の措置として倉敷市さんの意見提出にもございましたとおり、重層的支援体制整備事業の既存事業の補助金等の一括交付金化の措置に利用促進に関連した補助金も加えることなど、市町村が一体的に考えることができる制度上の措置を考えていただきたいと思います。

併せて、権利擁護支援を含めた相談支援の包括化を考えていく場合には、都道府県単位の相談支援も縦割りになっているので、その包括化も併せて考えないと、横断的な市町村支援が難しいのではないかと考えています。市町村の地域連携ネットワークだけでは解決が難しい課題を一体的に受け止められるような都道府県の体制についても検討していただきたいと思います。

さらに、地域共生社会を視野に入れた場合には、重層的支援体制整備事業の地域づくり事業と権利擁護支援の連携というのも非常に重要で、その場合のキーになるのが市民後見人ではないかと考えています。

その観点から、2点目の市民後見人について前回から申し上げているとおり、担い手の

確保という観点だけではなく、専門職では難しい寄り添い型の支援や意思決定支援、社会的孤立の解消、参加支援、ひいては地域共生社会の実現に資するという面を積極的に評価する。そういう推進の方向性を考えていただきたいと思います。

このような観点から、裁判所のほうから御報告にあった選任の拡充はもちろんですけれども、これは水島先生の御報告からの学びですが、幅広い市民アドボケーターとしての活躍の場をぜひ想定しながら推進を図っていくということを御検討いただきたいと思います。

また、小規模な市町村では単独でこうした養成というのは難しいと思いますので、圏域単位での実施も含め、都道府県が積極的に支援する役割を果たしていただきたいと思います。

時間の関係もございますので、ほかの点についてはお読みいただければと思います。

以上で、私からの意見とさせていただきます。ありがとうございました。

○大森委員長 ありがとうございます。

次は、星野さんお願いします。

○星野委員 日本社会福祉士会の星野と申します。

私のほうからは、資料の41ページ以降に出ておりますが、この中でも特に今回は市民の参加、市民の活動の確保ということについて意見を述べたいと思います。

本日、最高裁判所のほうからも、市民後見人について一つの例示としてリレー方式ということで御説明がありました。このリレー方式については既にもう10年くらい前から取り組んでいる地域もありながら、なかなかこれが進まない。この理由は何なのかということについて、私自身もリレーをした経緯があるのでお伝えしたいと思っております。

このリレー方式というのは、誰にとっての必要性として判断されるかというところが非常に難しいという実感がございます。本人不在となりがちで、受任している専門職、あるいは地域の中の関係者の意向というものが大きく出てしまう危険性があるかなというふうに感じております。

では、本人不在とならずに本人主体でどのような適正な後見人に交代していく、あるいは選任されていくかということについては、リレー方式とともに、1つは受任の当初から市民後見人の方と一緒に関わっていただくという方法が必要ではないかと思っております。複数後見というところの選任の仕方について、リレー方式だけではなく家庭裁判所、中核機関、専門職が共有していく必要があるかと思っております。

困難性というところでよく議論されるわけなのですが、事案の困難性というのはどの視点を切り取って困難と考えるかによって全く異なってくると思っております。専門職側が考えがちな困難性というのは、対応の頻回者であるとか、そういったものが出てくるのですが、本人側から見た困難性という状態は一定安定しているように見えても意思決定支援の場面において本人の意思が分かりづらい。それで、周りの方は困っていないので、施設入所とか入院等で現状がそのまま継続していく。

このような事例が、もし安定した事例としてこれまでも市民後見人に交代できる案件と考えられていたとしたら、むしろそこは逆に本人にとってはとても専門的な関わりが必要になっているケースと考えたときに、どのような担い手が関わるべきかというところの議論が重要になってくるかと思っていますので、困難性というところの捉え方と後見人の選任の在り方というところについては慎重な検討が必要かと思っています。

そのほか、1番目に書いたところで、今日の参考資料の8にもございますが、日常生活自立支援事業等との関係について検討チェックシートというものが作成されていますので、今後その両制度の活用に向けて検討していく権利擁護支援の検討についてチェックしていくシートとして活用されていくことを期待しておりますし、これがまた計画の中に入っていくといいなと願っております。

以上です。ありがとうございました。

○大森委員長 ありがとうございました。

次は、青木さんお願いします。

○青木委員 青木でございます。資料の44ページ以下に少し詳しく書かせていただいておりますので、詳しくはお読みいただければと思います。

まず1点目ですけれども、地域連携ネットワークの関係ではやはり地域のそれぞれの一次的な相談機関の基幹的な役割とか、あるいは機能というものを検証するために、きちんとしたチェックシートに基づいた掘り起こしができているか、市町村申立てがどのように機能しているか、そして虐待対応との連携がどうなっているかという辺りを都道府県も巻き込みながらしっかりと掘り起こすということが当面の課題だろうと思っています。

都道府県の役割につきましては、今日、市町村支援のガイドをいただきまして大変よくまとまっておりますが、都道府県がしっかりと役割を位置づけて明確に義務的なものとしてでも捉えてやっていただくための仕掛けというものをしっかり作っていただくことが大事かと思っています。

都道府県の関係は、広域の関係でいいますと専門職の不足というのは一つの大きな課題になっていますけれども、法テラスと、それから法テラスが過疎地を中心に展開していますスタッフ弁護士の活用ということを、より強力に連携、位置づけをする必要があるのではないかと思っています。地方ソーシャルワークに基づいて認知機能の十分でない人に関する相談という新しいメニューもある中で、この機能を各都道府県の十分に専門職がない中で活用していくということをぜひ位置づけていただければと思っています。

市民後見人につきましては、いろんな方がおっしゃっていただいておりますけれども、やはり24年にせっきやく法改正をしまして、当時は老健局もホームページも含めてモデル事業を盛んに展開していただいております。

しかし、まだ4分の1の市町村しか展開していない中で、なかなか最近はそういった取組が行われていないというふうに感じています。改めて必須事業にするというような位置づけも含めまして、市町村の各事業として展開していただくような抜本的な見直しをぜひ

お願いしたいと思ひますし、これが中核機関の4つの機能ということを進める上でも非常に重要な機能になっているというのは、既に先進的な市町村において実証されていることでもございます。

それから、新たな支え合いというのは地域のネットワークの中で行うことが大事だということがよく今回のワーキングでも分かりましたので、一つはそれが大事です。

もう一方は合理的配慮と書かせていただきましたけれども、やはり本来家族が担っていないものを、身寄りがなくても地域で安心して暮らせるための周りの配慮ということの中核的に進めていくことが重要ではないかと思ひています。

最後に、第三者機関、第三者後見人の抜本的な持続的可能性ということが大事で、利用者の負担というものと後見人の報酬というのは矛盾するものではなくて、これを両立させるような一体的な議論というものが大事だと思ひています。その点は、今後大きな議論としてぜひお願いをしたいと思ひています。

最後に、裁判所におかれては意思決定支援の具体的な調整機能、それからなかなか交代をしてくれない後見人の具体的な苦情対応を含めた調整交代機能というところについて、現行法で何ができるかについてのモデル的な試行というものをぜひ進めていただきたいと思ひています。

以上でございます。

○大森委員長 ありがとうございます。

次は、中村さんお願いします。

○中村委員 北海道社会福祉協議会の中村でございます。よろしくお願いいたします。

このたびの基本計画見直しにおいては、地域における権利擁護の一つである日常生活自立支援事業、これにつきましてはワーキングにおいても取り上げていただきまして、様々な現状と課題、そしてその役割、成年後見制度との連携というポイントについて議論させていただきましたが、これについて再確認をさせていただきたいと思ひます。大きく分けて3点、発言をさせていただきたいと思ひます。

1つ目は、マンパワーでございます。専門員については、需要に対して体制が追いついていない。そして、新規の契約者、精神障害者の方の利用が年々増えてきて、生活支援員には任せられないケースも増えてきてかなり負担が大きくなってきている。けれども、必要とする人のためにこのサービスをどう提供するかというところでございますので、この専門員についての配置基準等々について、今後、より御検討いただきたいと思ひますのと、ワーキングの中でも話が出ましたが、専門員の人的問題を考える上では、専門員の業務負担軽減策としてICTの活用等についても今後、より検討をお願いしたいと思ひております。

次のマンパワーについては生活支援員でございますが、生活支援員の方は利用者の方と同じ地域で暮らす生活者として本人に関わっており、専門職とは異なる視点での関わりを持っており、利用者本人の意思決定支援において非常に有効となっておりますが、現時



点で全国の市町村社協の約7割で生活支援員についての確保が困難だということもございます。

これにつきましては、現制度では利用者からの利用料で生活支援員の賃金を賄っているという構造でございますので、今後は一部の生活支援員の常勤化など、生活支援員の配置についても御検討いただきたいと思っております。

それと、市民後見人との関係でいいますと、市民後見人の方がなかなか地域では選任されない状況の中で、日常的には日常生活自立支援事業での生活支援員としての役割を担っていただき、その中で関係性を作って、そしてその方が日常生活自立支援事業から成年後見制度へというふうに移っていった段階で、一緒にその方を担えるという部分での関わりが持てるということもございますので、そういうふうな流れを作っていけたらというところと、もう一点が法人後見というところも社協では3割くらいが整備されてございますが、なかなか財政的などところもございますので、それについても御理解をいただきたいと思っております。

最後になりますが、1つは日常生活自立支援事業の役割ということの再確認、再明確化をしていただきたい、関係機関によっては収入に合わせて本人の支出を管理するような事業ということで強く期待されているところがございますが、本来、意思の尊重や自立支援、寄り添い支援という目的で援助を行っておりますので、そういう視点で再度、共通認識を持って連携を進めていきたいというところでございます。

詳細につきましては、今回の資料の52ページから載せさせていただきましたので、発言につきましては以上とさせていただきます。

○大森委員長 ありがとうございます。

次は、手嶋さんお願いします。

○手嶋委員 最高裁判所家庭局の手嶋でございます。若干、意見書を敷衍して申し上げたいと思っております。

これまでのワーキング・グループを通じて、成年後見制度やこれを支える地域連携ネットワークが、地域における共生社会の実現に向けた基盤的なツールの一つであること、そして成年後見制度の利用への接続等も含めて、地域において活用可能なツールをいかに地域の住民ニーズや資源等に即した形で全体的な枠組みの中に当てはめ、活かすのかについて、地域に最も適した在り方が模索され、有機的にコーディネートされているということを実感いたしました。

取組全体がよく機能するためにも、関係機関等相互間での正確な知識、情報、認識の共有と相互理解が極めて重要ですが、例えば市民後見人の選任拡充につきましても、家庭裁判所と地方自治体との連携や、市民後見人に適した事案等のイメージ共有が十分に進んでいないなどの指摘がされているところです。

この認識共有も、組織の特性に応じて難しい特徴もありまして、司法機関としての裁判所としては、例えば具体的な申立てに先立って、その事案についての裁判所の判断の見通

しを承知したいといったニーズ等にストレートに対応することは難しい面があります。

ただ、これも工夫次第で実質を確保することは十分可能でして、第1回地域連携ネットワークワーキング・グループで御紹介があったような架空の事例を用いた意見交換等を通じて、いわば検討の勘どころを共有することは十分可能と考えられるところです。

たしか、ちょうど2年ほど前の専門家会議の折だったのではないかと思うのですが、当時、お隣の席の住田委員との会話で、まさに具体的な事例の振り返りのニーズがあるのだけれども、というお話がありまして、それは実在の事例そのままですと家庭裁判所の方は難しいと思いますというお話をし、家庭裁判所の方とも委員の問題意識を共有させていただいた記憶がございます。その後、連携の取組の中で順調に機能するようになり、ワーキング・グループであるような形で御紹介をいただいたことは本当にうれしく、感謝申し上げます。

本日、最高裁判所家庭局から報告いたしましたリレー方式も、詳細は意見書に記載をしたとおりですが、事件係属後は家庭裁判所も監督の観点から後見人の交代等についても一定の評価やその共有がしやすいという状況にありまして、認識共有の好機でもあるように思われる次第です。

先ほど、星野委員から重要な視点の御提供をいただきました。この場が既に共有の場になっているなどということを実感しているところですが、本人の視点も持ちながらどういう在り方がよいのかということを引き続き検討していきたいと考えております。

このような様々な形での認識共有の工夫や、事案の蓄積によって必要な認識共有をさらに進めていければと考えておりますが、その前提として家庭裁判所が関係機関との間で日頃から率直な意見交換ができるような顔の見える関係、基本的な信頼関係を築けていることが大変重要であると考えております。

裁判所としても、様々なお声を受け止めつつ、関係する制度や取組に幅広く関心を抱き、知見を深めていくことが重要と考えておりますし、関係機関や関係者の方々にも裁判所の司法機関としての特質についても一層の御理解を得られるよう、分かりやすい発信、連携に努めてまいりたいと存じます。そのような対話を通じて、利用者の方々の状況や、必要とする支援の内容に対する理解も一層深めていくことができるのではないかと考えているところです。

各家裁が関係機関との間で連携に向けた相互理解を深め、信頼の構築と連携の推進に向けて前進できるよう、引き続き必要な後押しをしてまいりたいと考えておりますので、関係機関の皆様におかれましても引き続き御協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

○大森委員長 ありがとうございます。

住田さん、おられますか。今お名前が出たんですけれども、あなたからは特段に文書が出ていませんが、後で御意見を伺うつもりですが、ここでお名前が出ましたので御意見があればどうぞ。

○住田委員 ありがとうございます。私からは、これまでの議論を踏まえて、中核機関であるセンターの立場から2点、意見を述べさせていただきたいと思います。

まず1点目は、先ほど申し上げればよかったかなと思ったのですが、利用促進機能という中核機関に求められている政策的な枠組みと役割についてです。基本計画では、この機能の中にアプローチの異なる3つの機能が混在しています。個別課題に対応する受任調整機能と、日常生活自立支援事業との連携、移行、さらに担い手の育成、活動の促進としての市民後見、法人後見の育成とあります。

法人後見には、継続性や専門性の担保が担い手の組織には必要であり、地域事情も異なることが分かりました。そして、市民後見については地域共生社会を目指した地域福祉の担い手という観点があります。

このように、利用促進機能の3つの異なる機能を含め、全体が4つの機能で整理されているのでとても分かりにくいと思います。これを見直して、担い手の育成、活動支援などの地域全体の仕組みづくりに関する機能があるということをはっきりさせるとともに、行政の役割が強調される必要があると思います。

その上で、現在低迷しています市民後見や法人後見の調査分析や対応策について、自治体が責任を持って取り組むための条件整備を国としてもしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

そして、これまでの議論では、参加支援や地域づくりにも視野を入れた重層的支援体制整備との連携、連動も必要となり、中核機関への役割や期待が大きくなっています。その上で、4つの機能は中核機関だけが担うものではないということを再認識するとともに、中核機関はコーディネート機能を重視し、これを強化する形で育てていくべきであると考えますし、地域の権利擁護の推進機関として行政と協働し、全体構成の設計や進行管理などのマネジメントの役割が重要だと考えます。

もう一点、2点目で中核機関の取組に関する事項です。第7回するときにも申し上げましたが、1つは法人後見の育成に関連して、法人後見実施団体の適格性の要件を明らかにさせていただきたいと思います。地域によっては家庭裁判所がそれらの要件を示していますが、中核機関はその要件に沿って法人後見の育成や支援、さらに候補者として法人を推薦することも想定されるため、一定の指針を示していただけたらと考えます。

最後に、今後各地で受任調整が進むとともに、苦情や相談など、新たな課題が生じてきます。その際、中核機関が解決を図っていくことはかなりの負担です。また、交代や辞任の支援についても慎重な対応が求められるため、バックアップが重要だと考えます。

以上です。

○大森委員長 重要な御発言がございましたので、検討させていただければと思います。直ちに対応できるかどうか分かりませんが、検討いたしましょうか。ありがとうございました。

ちょっと前に戻りまして、あとは上山さんお願いしましょう。

○上山委員 ありがとうございます。

今、住田委員から御発言がありました中核機関の4機能の再整理については私も賛成です。これとは別に、私からは資料61ページ以下に示した意見の要点を4つに絞って発言したいと思います。

まず第1に、後見人の供給母体の特性に応じてそれぞれの基本的な役割を整備すべきと考えます。特に第三者後見人にとって一般に受託困難とされるケースには、本人の財産で報酬を賄うのが難しい低資力事案と、虐待事案のように支援の内容それ自体が難しい、いわゆる困難事案の2つがあります。後者をどの類型が担うべきなのかについて、諸外国に見られる公後見人制度の導入も視野に入れて検討するべきと考えます。

第2に、今の後見人類型の特性に応じた形で後見人と後見サービスの質を保証するための仕組みを整備すべきと考えます。特に法人後見については、実施団体の質の保証とその運営の持続可能性の保証、平たく言えば人件費などの運営財源の助成の仕組みを連動させることも一案かと思えます。

また、市民後見については、まずは各地の研修カリキュラムの現状を把握した上で、基本カリキュラムや研修修了の認定基準などの全国的な標準化を考える時期にきているのではないかと考えます。

第3に、日常生活自立支援事業と成年後見の連携について、両制度の再構築を視野に入れた抜本的な見直しも行っていくべきだと考えます。具体的には、後見から日自に移行する形態や、日自で継続的に伴走型の支援をしつつ、重要な法律行為の場合のみスポット的に後見を一時利用する形態などを可能とする制度改正が考慮されるべきでしょう。

例えば、日自に関する研究調査事業によると、後見移行の理由で2番目に多いのが施設への入所などでしたが、その多くは施設入所者らの日自利用を認めるとともに、施設入所契約の締結等に支援目的を限定したスポット型の後見を導入すれば対応できるように思います。

実際の支援に不必要な介入の権限を多数持った重装備の後見を続けるのではなく、より制約の少ない日自に移行させることは、障害者権利条約の理念にも沿った権利擁護の在り方ではないかと思えます。

最後に、キャッシュレス決済化に対応した日常的金銭管理の支援の仕組みづくりを検討すべきと考えます。今後、社会のキャッシュレス化の進展は避けられないと思いますので、そのデメリットだけでなく、メリットにも目を向ける形で議論を進めるべきです。まずはキャッシュレス化の進展が著しい海外の事例などに関して調査、研究を行うことも一案かと思えます。

私からは、以上です。

○大森委員長 将来的な課題を含めまして御発言がありました。ありがとうございます。

倉敷の伊東市長さんが御参加ですので、どうぞ。

○伊東委員 失礼いたします。ちょっと遅れて参加いたしましたして申し訳ありませんでした。

私のほうからは、提出させていただいております資料3の23ページからの部分でかいつまんで御説明をさせていただきたいと思っております。

まず1番ですけれども、先ほど来、中核機関に求められる機能ということで、担うべき機能、広報、相談、そして成年後見制度利用促進、受任者調整等を含む。そして、後見人支援機能ということでお話をいただいております。

そういった中で、市町村の実際の実務の中で、これまでのお話でもございましたけれども、成年後見制度利用促進と、それから重層的支援体制の整備事業、これは主に老健局さんのほうで所管されていらっしゃると思いますが、非常に密接な関係ということになっておりまして、成年後見制度につなげる必要がある世帯については困窮、ひきこもり、または家族間での介護が不十分となっているなど、複合的な課題がある世帯が大半でいらっしゃると思いますので、後見人の就任までに本人、または家族の状況に応じまして、本当に必要な支援体制を構築するコーディネート機能というものが非常に大きく求められていると思います。

例えば、倉敷市では市長申立てを年間で今は80件程度取り扱っておりますけれども、2名の職員が、これは専属ではなく福祉援護課の職員その他大変多くの業務と併せて現在しているような状況でございますので、この中核機関の整備、そしてその事業を行っていくに当たっても、もちろん交付税と、それから先日老健局のほうから3月31日付で通知のほうも出ていと伺っておりますけれども、重層的支援体制整備事業のほうを中核機関のほうで機敏に使わせていただけるような仕組みをぜひお願いしたいと思っております。これが1番でございます。

2番目です。都道府県さんの積極的な取組をお願いしたいと思っております。受任候補者調整、または市民後見人養成など、家裁専門職団体養成機関、行政等関係機関との連携が必須なわけですけれども、特に専門職団体は都道府県単位で設置をされる場合が多いでございます。ですので、各都道府県さんにおかれましては管内の市町村の取組状況、課題の収集、分析等、ぜひ課題共有の場づくり、課題解決等について積極的にお取組をお願いしたいと思っております。

3番目でございます。家裁と市町村との間で後見人等の情報を共有できる体制の整備をぜひお願いしたいと思っております。なぜならば、後見人さんはその後見の業務の内容について、支援業務について「後見事務報告書」として家庭裁判所に提出をされることになっておりますが、この内容は市町村等に対しては提出の義務はない状況でございます。

我々、後見人を受任調整していく中で、実際にこの方が後見をされてどういうお仕事をされたのかということ、また次にお願いをするときに過去の実績ということをご存知させていただきたいということがありますので、家裁と市町村等が後見人等の情報共有ができる体制をお願いしたいと思っております。

最後に4番でございますけれども、市町村によってその報酬の違いがあるというような状況でございますので、こちらの市町村では受けられたが、こちらでは受けられないという

ような場合も出てきております。ぜひ全国的な一定の基準に基づいての報酬が受けられるような制度にさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○大森委員長 ありがとうございます。

それでは、続きまして河野さんの代理出席の津田さん、都道府県の立場でどうぞ。

○河野委員代理 宮崎県の津田でございます。

宮崎県では今、倉敷市さんからもお話がございましたけれども、県主導で先進地視察を行ったりすることにより、できることを進めようというような機運につなげております。

ただ、市町村におかれては成年後見制度の必要性を非常に感じにくいというような現実がございますので、やはり市町村に成年後見制度の必要性を感じていただくことが一番大事だと思っております。その上で、どのような課題が自分の市町村にあるのか。市町村内の人材不足なのか、専門職なのか、それとも財源なのか。そういったものに対して、それぞれの地域の課題に応じた解決策を検討する必要があると思っております。

宮崎県でも人口40万の市から人口1,000人の村まであって、市町村によって事業規模や考え方は全く違って、一律の体制整備は難しいだろうと思っております。これが全国となると、さらにその専門職と人材の状況ですとか、市民後見人の状況とか大きく異なりますので、各地域においてそれぞれの問題に対応していく必要があると思っております。

国におかれては、その基本計画の見直しに当たっては地域の実情に応じた対応が可能となるようなスキームをぜひ検討していただきたいと思いますと思っております。

以上でございます。

○大森委員長 ありがとうございます。

それでは、続けてもし御発言の御意思があれば伺いたいと思います。花俣さんどうぞ。

○花俣委員 恐れ入ります。私の方からは、毎回大変難しい議論についていっただけでも正直いっばいっばいなところでして、各資料から様々な課題の抽出であるとか、あるいは整理がなされて、確かに一步一步着実に制度の利用のしやすさというものに向けた取組が進みつつあるということは実感しております。

実際に我々、制度を利用する立場のほうから今回の議題についての具体的な提案をするということはなかなか難しゅうございますので、各委員の皆様からの示唆に富んだ御意見といったものが今後さらに制度の利用のしやすさ、あるいはその制度がより身近に感じられるようなものになる方向にいてくれることに大きく期待しています。

認知症の方イコールその制度利用というわけにはなかなか現実的にはいかないというふうにも思っておりますけれども、やはりその辺りについての制度の周知であるとか、利用しやすさであるとか、そういったものがもう少し浸透してくれば、あるいは今、各委員の先生方から出ましたような具体的な改善策を一つ一つ積み重ねていくことで、本来利用したいと思っていられる方が、より利用しやすい制度になるということに引き続き期待していきたいと思っております。今日の会議の中身を伺いました。

以上になります。

○大森委員長 なるべくまとめをするときに分かりやすい表現で、どなたが読んでも理解可能なような工夫をいたしましょう。ありがとうございました。

次に、水島さん、御意見があればどうぞ。

○水島委員 ありがとうございます。3点発言させていただきます。

まず1点目が、権利擁護支援に携わる、関わる全ての関係者の人が意思決定支援に関わっていくことが重要であるということを改めて強調しておきたいと思います。以前、様々なガイドラインをわかりやすく整理・統合しなければというような御発言等もございましたが、その方向性として、本人による意思決定を支援するという意味での意思決定支援に関しては、認知症の人の日常生活、社会生活における意思決定支援ガイドラインが大いに参考になるのではないかと思います。

このガイドラインでは、その趣旨として「普段から、我々一人一人が自分で意思を形成し、それを表明でき、その意思が尊重され、日常生活・社会生活を決めていくことが重要であることは誰もが認識するところである」とされています。また、誰の意思決定支援のためのガイドラインかとの問いに対しては、「認知症の人（認知症と診断された場合に限らず、認知機能の低下が疑われ、意思決定能力が不十分な人を含む。以下「認知症の人」ないし「本人」という）」とされています。そして誰による意思決定支援のガイドラインかとの問いに対しては、「特定の職種や特定の場面に限定されるものではなく、本人の意思決定支援に関わる全ての人」によるガイドラインであるとされています。

成年後見制度利用促進法の趣旨を踏まえ、現在の専門家会議の議論においても、成年後見制度だけでなく権利擁護支援全般の推進へと支援の枠組みが拡大されつつあります。だからこそ、先ほどご紹介した認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインのように、権利擁護支援に関わる方々全てにおいて意思決定支援に関する共通のコンセンサス・理念を共有していく必要があります。かつ、より支援の対象者、支援者を広くとらえていく必要があるものと考えます。

このように、意思決定支援はあらゆる人々に関わるものであるということ、支援者、支援の対象者双方にとって重要ということであれば、例えば意思決定支援に関する立法を考えていく必要もあると思います。また、意思決定支援を学ぶための全国研修をこれまで以上の範囲できちんと皆さんに届けられるような体制づくりが必要だと思いますし、具体的にはグットプラクティスやそうでない事例の集積であるとか、意思決定支援に関する様々な手法、支援ツールの共有であるとか、お互いに学び合えるような実践のひろばのようなプラットフォームを作っていくとか、あるいは意思決定支援に関する評価とインセンティブあり方をきちんと検討していくこと等が必要だと思います。

2点目が条件不利地域、過疎地域の対応ということについてです。これは先ほど青木委員からも法テラスのスタッフ弁護士に対する強い期待を持ったご発言をいただきました。ありがとうございます。

もっとも、スタッフ弁護士だけではマンパワーとしては十分ではございません。例えば、日弁連のひまわり基金法律事務所など過疎地支援の取組みとの連携も必要かと思ひますし、これまでも紹介された権利擁護支援に関わる専門職団体、当事者団体の皆様におかれても、条件不利地域、過疎地域に対して、どのように支援可能かということについてぜひアイデアを提供いただきたいと思います。そして、当該地域で活動するための人的・物的・財政的措置についても国、都道府県、市町村のサポートをぜひ御検討いただければと思ひます。

時間のないところ申し訳ないのですが、もう一点3点目のお話として、意思決定支援、権利擁護支援に関する実務上の課題に対応していくための第三者機関や独立アドボケイトの体制構築が重要と考えます。既に永田委員からも御指摘いただきました市民アドボケーターのお話とも共通しますが、やはり市民後見人の方々、修了生の方々の活動範囲の拡大は重要ですし、さらには、当事者団体の皆様、あるいは独立の専門職が、IMCAのようなアドボケイトとして、特に重要な場面においては、ご本人の意思や選好、価値観を調査したり、あるいは必要に応じて代弁するような仕組みの構築とアドボケイト活動を独立して行っていくための体制構築の準備を今からでも進めていくことを期待できればと思ひます。加えて、イギリスにおける保護裁判所や後見庁などの仕組みを参考に、意思決定支援や代行決定に関する紛争の調停・調整機能を有する第三者機関の検討も必要ではないかと考えております。以上です。

○大森委員長 ありがとうございます。

法務省の方は、今どなたか参加しておられますか。

○法務省司法法制部 法務省の司法法制部ですが、よろしいでしょうか。

○大森委員長 それでよろしゅうございます。御意見があるように伺っていますので、どうぞ。

○法務省司法法制部 先ほど来、法テラススタッフ弁護士の関係で御指摘いただいておりますので、その点について補足して申し上げます。

スタッフ弁護士の本来的な役割について申し上げておきたいと存じます。総合法律支援法上、スタッフ弁護士というのは弁護士等がない司法過疎地域などにおいて、まずは資力の乏しい方々に対する無料法律相談や、代理援助などの民事法律扶助及び刑事事件における被疑者・被告人の国選弁護の担い手としての役割が期待されてございます。

分かりやすく申し上げますと、法律の専門家である弁護士として、民事事件や刑事事件の法的に問題のある様々な事件を受任して解決することを主たる任務として、個別の事件の解決を通じて司法アクセスを改善するプレーヤーとしての役割を本来的に担っています。

現状、スタッフ弁護士の方は全国に200名弱しかおらず、配置できている司法過疎地域は40か所にも達してございません。諸般の事情によって、スタッフ弁護士が一名も配置できていない県も複数ございます。先ほど、マンパワーの限界という形で御指摘いただいた点かと存じます。



後見人の育成体制、地域連携ネットワークの構築の場面でスタッフ弁護士に関与が期待できるという点については、今、申し上げた人的体制や業務上の制約もある中で、対応が可能となる限られた一部の地域や範囲にとどまらざるを得ないという部分が残念ながらございます。

今後の中間取りまとめ等におかれましては、今、申し上げたスタッフ弁護士の本来業務や現状等との関係にも御配慮いただければ幸いです。どうぞよろしく願いいたします。

○大森委員長 承りました。少し調整しながら考えてみるということになると思います。

あとお二人おいでになります。山下さん、お願いします。

○山下委員 山下です。私は、この会議には4月から参加したばかりでまだ十分全体を把握しているとは申せませんが、有識者の報告の中であった金融ジェロントロジー協会との関係で少しお手伝いをさせていただいた関係で、金融機関の役割ということについて若干だけコメントさせていただきたいと思います。

別に金融機関を代弁するつもりはないわけですが、先ほど西川先生もおっしゃっていたように、今までの高齢者の財産管理に対する金融機関の対応というのはかなり冷たいと申しますか、一律な対応というもので、それが成年後見の使い勝手の悪さ等を助長している部分というのはあったというふうに私も認識しております。

それで、ジェロントロジー協会の山田さんという方から報告があったということで、私は細かいことまでは得られておりませんが、積極的に金融機関が高齢顧客へのサービス向上を考えていくという方向性自体は喜ばしいことだと考えております。

他方で、やはりこういった議論の中で一番金融機関が気にするのは、金融機関がどこまでのリスクを取るべきかという問題なんだと思います。恐らく、金融取引に関わる専門の方々というのは全く高齢顧客の意思決定支援等に関心であるというわけではなくて、ただ、そこについて個別の判断を行うということによって、金融機関が負うべきリスクがどの程度のものなのかということについて必ずしも十分な整理ができていないという部分が協力をためらわせている一つの理由になっているかと思っておりますので、その辺の整理等は今後の課題ではないかと考えております。

他方で、やはり金融機関が本人の家族等から相談を受けた場合にはその家族の意思に従ってしまいやすいという問題点というのはあって、これは特に虐待事例というか、横領事例のようなものについては非常に問題があるかと考えております。

ただ、他方で、家族が財産管理にある程度の相談をしていくということ自体は、これを契機に成年後見等の制度を利用するように促せるという意味では一つの窓口にもなり得るわけで、金融機関が後見制度の利用をつなぐきっかけのような役割を担ってくれることを期待しておりまして、そういう意味では金融機関の協力を今後どのように取りつけていくかということは非常に重要な課題ではないかと考えております。

以上です。

○大森委員長 ありがとうございます。今後ともよろしく願いいたします。

新井先生、最後をお願いします。

○新井委員 新井ですが、私のほうからは日常生活自立支援事業、日自について発言させていただきます。

日自は、契約により福祉サービスの利用、援助等を行う制度であって、主に社会福祉協議会等が運営していることから、信頼できる身近な支援制度として定着してきています。この制度により、安定した支援が行われているときには、法定後見制度の利用は必ずしも必要がないと考えられます。

本日配付されている参考資料8の15ページには、日自と成年後見制度利用促進を一体的に支援する総合的な権利擁護推進機関を都道府県社協に置くことが提案されています。私見としては、日自と成年後見制度の相違に十分に着目しつつ、重層的支援体制においては日自と成年後見制度が一体的と言うよりは、緩やかに協調して機能するシステムが望ましいように思われます。

諸外国においては補充性の原則というものがあって、一定の事例が積み重ねられています。海外における好事例というのでしょうか、こういうものを十分検討して、日自でいく場合と、それから成年後見でいかなければいけないもののメルクマールをきっちりするということが必要であるように思われます。

そして、そのように考えた上で、日自においても特定の行為が成年後見制度の対象となったり、成年後見においても一部の行為が日自の対象になるシステムが重層的支援体制にはふさわしいと私も考えます。

しかし、安易に日自と成年後見制度が行ったり来たりできるという考え方は避けるべきで、両者を理論的にきちんと分けながらも緩やかに統合するシステムを目指していくべきだと考えます。なお、日自はその目的が本人の意思決定を支援すること、本人の自立を支援することとされ、対象も判断能力が不十分な人とされていますが、近時の利用状況では生活保護受給者がほぼ過半を占めており、日自と生活保護（特にケースワーカーの機能）の異同を提示する必要があると、また日自が前提とする「契約」概念についてはさらなる検討が必要であるとの有力説（岩村正彦編『福祉サービス契約の法的研究』4-11頁、信山社、2007年等）にも配慮した運用が成年後見制度利用促進との関係では重要ではないかと考えています。

以上です。

○大森委員長 ありがとうございます。非常に大事な御指摘だったと思います。

北海道社協の中村さん、先ほど日自についていろいろ御要望を述べられましたけれども、今の新井先生の御指摘について何か御感想はございますか。

○中村委員 新井先生の言っていただいたとおり、ちょっと一体的というのはあったのですが、基本的には地域における権利擁護体制を作るところで社会福祉協議会としても取組をしていて、その一つがまず日常生活自立支援事業である。それと、もう一点が成

年後見制度、特に中核機関を含めた成年後見制度に何らかの形で関わっていかうというふうな形で社協のほうとしても進めてございます。

ただ、実際には日常生活自立支援事業から成年後見制度へ、成年後見制度から日常生活自立支援事業へというようなフローは想像はできるのですが、今、先生が言っていたとおり、しっかりとした目的と役割と、そここのところの整理をやはりしていただかないといけないかなと思ってございます。これについては、日自は使いやすい制度としては大変有効だと思ってございますので、その利点を踏まえて、その担い手である住民の方を含めた支援の関わりというところもございまして、ぜひとも今回の見直し等々の中でも日自の役割、意義というところをもう一度検討いただきながら、バランスよく使える仕組みになっていけばいいかと思ってございます。

以上でございます。

○大森委員長 ありがとうございます。

今までいろいろ御意見をいただきましたが、星野委員、青木委員、もう時間が切迫しているのですが、どうしてもでしょうか。では、短くどうぞ。

○星野委員 星野です。今、御指摘いただきました点について、一体的に支援するという表記について、若干事務局を担いましたので御説明したいと思います。

今、日常生活自立支援事業と成年後見制度の利用に関する相談窓口が縦割りといえますか、別になってしまっている実態も実際ある中で、例えば首長申立ての相談を受ける行政機関、それから日自、日常生活自立支援事業の相談を受ける社協、こここのところが連携をしっかりと取りながら総合的な相談を受けていくというふうに理解しておりますので、今の御指摘も踏まえて検討していければと思っております。

時間がないところ、すみません。ありがとうございました。

○大森委員長 ありがとうございます。

では、青木さんどうぞ。

○青木委員 先ほど法務省司法法制部のほうから法テラスの御説明がありましたが、ちょっと皆さんが誤解するといけないと思っておりますので申し上げたいと思います。

法テラスは司法ソーシャルワークということで、全国的に福祉や行政機関との連携を強く打ち出して活動しております。そういう中で、スタッフ弁護士が中心的に過疎地を中心とした役割を担っているというのは厳然とした事実でございます。高齢者や障害者の認知機能の十分でない方への制度というものを新しく作っている中で、スタッフ弁護士だけではなくて国、都道府県、全てにあります法テラスの地方事務所が展開をしていますので、そういった中でできることはたくさんあるということを申し上げます。

したがって、今後は法テラスと行政機関、裁判所等がどう協働していけるかをしっかり議論いただければと思います。

以上でございます。

○大森委員長 分かりました。理解できます。

それでは、今までいろいろ御意見が出まして、今のところ予定されています次のこの会議が7月30日ですが、それまでに中間的な取りまとめ案を作らなければいけませんので、今日出たいろいろな御意見を踏まえまして事務局で中間取りまとめの案をお作りになって、事前に若干調整して30日に備えたいと私は思いますけれども、いろいろな日程上の都合もございますので、できれば30日に中間取りまとめを上げたいと思っていますので、そういうことを事務局にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○成年後見制度利用促進室長 了解いたしました。

○大森委員長 よろしく申し上げます。

今日は副大臣がお見えくださっていますので、最後に一言御感想なりお願いいたします。

○厚生労働副大臣 厚生労働副大臣の山本博司でございます。

今日は、成年後見制度利用促進専門家会議ということで、第8回目の本当に貴重な委員の皆様御意見を拝聴させていただきました。また、各省庁、法務省、厚労省、総務省、金融庁、最高裁判所の方々もオンラインで参加をいただきましてありがとうございます。

皆様方の御意見は本当に参考になった次第でございますし、私も今年に入りまして認知症の家族の方、または知的障害の成年後見制度を利用されている方々との意見交換をさせていただきました。そういう中で、今日様々な議題となりましたことに関しましても、やはり成年後見制度を利用される担い手の育成ということで、市民後見人の選任拡充であるとか、体制強化であるとか、さらには法人後見の担い手などの育成支援、質の向上という点でありますとか、または手をつなぐ育成会の又村さんからお話ございました費用負担の問題であるとか、倉敷市の伊東市長からお話ございました成年後見制度利用促進と重層的支援体制整備事業の財政支援の問題であるとか、今、議論のありました日常生活自立支援事業の意義、役割、またはそうした関連制度への移行であるとか、そういう大変大事な点が基本計画の中に見直され、拡充をされるということは、利用者にとりましても大変待ち望んでいることでもございますし、各関連のそれぞれの方々も含めましてぜひとも充実した議論を重ねられて、次回、基本計画の中間取りまとめということでございますので、大変皆様におかれましては御苦労をおかけ申し上げますけれども、よろしくお願いを申し上げる次第でございます。

本日は、大変にありがとうございました。

○大森委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局から申し上げます。

○成年後見制度利用促進室長 次回、第9回の専門家会議は次期基本計画の中間取りまとめ案に係る意見交換等をテーマとしまして、7月30日午後3時から開催を予定しています。

また、本日の議事録につきましては、速記が起きた後に委員の皆様それぞれに御確認いただきました上でホームページに掲載いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議論は以上とさせていただきます。御多忙の中、ありがとうございました。